

東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の概要

目的・経緯

- 平成12年度の介護保険制度への円滑な移行及び利用者サービスの維持・向上のため、経過措置として実施
- 平成22年度に一律の補助を見直し、施設の努力・実績を評価する仕組みを導入

対象施設

都内に社会福祉法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（令和6年度 483施設（見込））
※ 地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く

令和6年度予算案

3,421,571千円

項 目		内 容	単 価
あん摩マッサージ指圧師加算		視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円～ 407,000円／月
小規模施設加算		経営の安定化（定員31～69名の施設）	441,000円～ 939,000円／月
島しょ加算		経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円／年
町村部特別加算		経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000円／年
評価加算	医療対応強化支援加算	医療的ケアに従事する医師及び看護職員を基準より手厚く配置している施設への支援	100,000円～2,000,000円
	努力・実績加算	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	1ポイント当たりの単価 ＝予算額÷ 補助対象施設の総獲得ポイント数
サービス評価・改善加算		サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価 600,000円 利用者調査 200,000円

特別養護老人ホーム経営支援事業補助金における努力・実績加算

令和5年度

区分	項目	定員70人以上	定員69人以下
1	有資格者の割合	2	
2	介護・看護職員の増配置(2:1)	5	
3	職員定着率の向上①	5	
4	職員定着率の向上②	3	
5	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10
6	ボランティアコーディネーターの配置	3	
7	障害者の雇用	2	
8	福祉避難所としての訓練等の実施	4	
9	事業継続計画に基づく訓練の実施	6	
10	自治会等との防災訓練の実施	4	
11	島しょにおける人材確保(職員の定着)	10	
12	島しょにおける人材確保(研修の参加)	8	
13	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
14	社福軽減の実施	5	
15	看取り介護研修の実施	2	
16	虐待防止に関する研修	3	6
17	感染症対策の徹底	3	6
18	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2・1 のいずれか	10・6・3 のいずれか
19	地域社会への介護の魅力発信	2	4
20	講座・サロン等の開催	5・4・2 のいずれか	10・8・4 のいずれか
21	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表	-8	

令和6年度

区分	項目	定員70人以上	定員69人以下	R6(案)
1	介護・看護職員の増配置(2:1)	5		継続
2	【新規】外国人介護職員の活用	2		新規
3	【新規】介護職員の医療対応力向上	2		新規
4	【新規】専門的看護師の配置	3		新規
5	職員定着率の向上①	5		継続
6	職員定着率の向上②	3		継続
7	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10	継続 (内容変更)
8	【新規】育児と仕事の両立の支援	3		新規
9	ボランティアコーディネーターの配置	3		継続
10	障害者の雇用	2		継続
11	【新規】介護現場のDXの促進	3	6	新規
12	自治会等との防災訓練の実施	4		継続
13	島しょにおける人材確保(職員の定着)	10		継続
14	島しょにおける人材確保(研修の参加)	8		継続
15	身寄りのない高齢者の受入れ	5		継続
16	【新規】透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6	新規
17	社福軽減の実施	5		継続
18	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2・1 のいずれか	10・6・3 のいずれか	継続
19	【新規】施設の空き情報の適切な提供	4		新規
20	福祉避難所としての訓練等の実施	4		継続 (区分変更)
21	次世代への介護の魅力発信	2	4	継続
22	講座・サロン等の開催	5・4・2 のいずれか	10・8・4 のいずれか	継続
23	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表	-8		継続

施設ごとの加算額 = 東京都が定める1ポイントあたりの補助単価 × 交付対象施設の獲得ポイント数

※ 項目やポイント数は、適宜見直す場合があります。

特別養護老人ホーム経営支援事業補助金の項目変更（令和6年度～）

新規（努力・実績加算）

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
外国人介護職員の活用	外国人が働きやすい環境を整備し、4月1日現在、1年以上継続雇用している常勤(※)の外国人介護職員がいる。 ※雇用形態に関わらず、当該施設の就業規則で定められた常勤の職員が勤務すべき時間数を勤務する者	2	
介護職員の医療対応力向上	4月1日現在、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者を配置するとともに、介護職員に対し当該研修の受講機会の確保や特定行為業務従事者の登録を支援している。	2	
専門的看護師の配置	4月1日現在、専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、特定行為研修を受けた看護師を配置している。	3	
育児と仕事の両立の支援	育児と仕事の両立を支援するための休暇制度の整備や男性の育児参加を推奨するための取組等を行っている。	3	
介護現場のDXの促進	介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組を進めることで、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図っている。	3	6
透析が必要な要介護者の受け入れ	透析を要する入所者の受入体制を構築した上で、受け入れを実施している。	3	6
施設の空き情報の適切な提供	入所を希望する希望者の選択に資するよう、「介護サービス情報の公表」の「空き人数」の項目を定期的に更新している。	4	

変更（努力・実績加算）

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
介護職員のメンタルケア対策の強化	精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策の強化を目的として、外部の専門職(医師、公認心理師、精神保健福祉士等)による相談対応を実施している。	5	10

廃止

【努力・実績加算】

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下	備考
有資格者の割合	4月1日時点において、介護職員における介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修の資格を有する職員の占める割合が、常勤換算で70%以上	2		実施率9割超、有資格者に係る報酬加算有
事業継続計画に基づく訓練の実施	災害時及び感染症発生時における事業継続計画(BCP)を策定した上で、事業継続訓練を実施している。ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	6		R3義務化➡R6.3.31経過措置終了
看取り介護研修の実施	看取り介護に関する研修を年2回以上行っている。	2		実施率9割超、看取り介護加算の要件
虐待防止に関する研修	施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を年間2回以上行っている。ただし、新規職員採用時の研修は除く。	3	6	R3義務化➡R6.3.31経過措置終了
感染症対策の徹底	感染症予防・感染症拡大防止に関する研修を年2回以上行っている。	3	6	R3義務化➡R6.3.31経過措置終了
項目	内容	単価	備考	
施設振興費	整備時借入金の償還財源充当、建物・設備の充実	2,700円／入所定員・月	介護保険制度移行に係る経過措置、対象施設の償還終了	